

八街市公式X（旧ツイッター）運用方針

1. 目的

本方針は、八街市の公式X（https://twitter.com/yachimata_city）のアカウント（以下、「八街市公式X」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

八街市公式Xは、市の取り組みやイベント等の行政情報のほか、市内の出来事と、市の魅力などを発信することを通じ利用者に八街市の理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

また、八街市公式Xは、原則として返信等は行わない。

3. 適用方法

八街市公式Xは、八街市総務部秘書広報課が以下のとおり運用する。

(1) 発信する情報

八街市公式Xでは次の情報を発信する。

- ・ 市政情報、イベント情報
- ・ 緊急情報
- ・ その他、市の魅力やお知らせなどの情報

(2) 緊急時等における対応

平時と異なる対応が必要とされる場合は、市民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関等の発信する関連情報についても、必要に応じてフォロー及びリポスト等を行う。

4. 運用管理者

(1) 八街市公式Xの適切な運用を図るため、八街市公式X運用管理者（以下「運用管理者」という）を置く。

(2) 運用管理者は、秘書広報課長をもって充てる。

(3) 運用管理者は、次に掲げる業務の管理を行う。

- ・ 八街市公式Xに不具合などが発生した際の連絡調整に関すること
- ・ 八街市公式Xのアカウント及びID・パスワード管理に関すること
- ・ その他、この運用方針に定めのない八街市公式X運用全般に関すること

5. 情報発信者

(1) 八街市公式Xの適切な運用を図るため、八街市公式Xの情報発信者（以下「情報発信者」という）を置く。

(2) 情報発信者は、秘書広報課職員または運用管理者が承認した職員を充てる。

6. 遵守事項

情報発信者は、次の各号に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び服務に関する規程を遵守すること。
- (2) 八街市公式Xを業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守および、意思形成過程における情報の取り扱いに留意すること。
- (4) 発信する情報を正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

7. 免責事項

- ・八街市公式Xの掲載情報の正確性については、万全を期しているが、八街市は利用者が八街市公式Xの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- ・八街市は、ユーザーにより投稿された八街市公式Xに対する、「リプライ」、「リポスト」、「コメント」等について一切責任を負わない。
- ・八街市は、八街市公式Xに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは八街市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、八街市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

8. 禁止事項

情報発信者は、八街市公式Xにおいて次の各号に掲げる情報の発信をしてはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など八街市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの

- (8) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (9) 有害なプログラム等
- (10) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (11) 八街市の発信する内容の一部または全部を改変するもの
- (12) 八街市の発信する内容に関係ないもの
- (13) その他運用管理者が不適切と判断する情報

9. 著作権について

八街市公式Xに掲載している個々の情報（文章、写真、画像など）に関する著作権は八街市に帰属する。

また、八街市公式Xの内容について、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、八街市に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示する。

10. 運用方針の周知、変更等

運用方針の内容は八街市公式Webサイトに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

11. その他

この運用方針に定めるもののほか、新たに規定すべき事項、あるいは改定すべき事項が発生した時には、運用管理者がこれを定め、本方針を仮定することとする。

附則

この運用方針は、令和2年2月3日から実施する。

この運用方針は、令和5年11月1日から実施する。